

協議事項

景観審議会における審議対象の追加について

南丹市農村景観形成に係る建築等規制条例における建築等の規制の取扱いについて下記のとおり協議します。

記

南丹市景観条例第 24 条に基づき、南丹市の景観形成に必要な事項として南丹市農村景観形成に係る建築等規制条例にかかる諮問事項について、市長の諮問に応じ、調査又は審議いただく。

理由)

組織改編にあたり、景観に係る条例等の精査を行ったところ、南丹市八木町氷所地区、南丹市八木農村環境公園周辺において、南丹市農村景観形成に係る建築等規制条例および施行規則があることが判明した。すぐれた農村景観の形成のための条例であり、現在は南丹市総合振興計画審議会への諮問であるが、景観に関する案件については包括的に景観審議会にて審議することが望ましいと考えられるため、景観審議会の審議等の対象として追加したい。

景観にかかる条例等の経過)

- ・平成 18 年 1 月 1 日 八木町農村景観形成に係る建築等条例及び施行規則を南丹市が継承。
以後、届出・相談等の手続きがあつたかどうか不明であり、近年は届出なし
- ・平成 25 年 12 月 20 日 南丹市景観条例制定

○南丹市農村景観形成に係る建築等規制条例

平成18年1月1日

条例第209号

(目的)

第1条 この条例は、南丹市八木農村環境公園(以下「公園」という。)周辺のすぐれた農村景観の形成のため必要な事項を定めて、建築等の規制を行い、快適で魅力あるまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「景観形成」とは、良好な景観を保全し、及び創造することをいう。

2 この条例において「建築物等」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物及び同号に規定する建築物以外の工作物で、規則で定めるものをいう。

3 この条例において「広告物」とは、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物及び専らこれを掲出し、又は表示する工作物等をいう。

(規制区域)

第3条 次の各号に規定する区域(以下「規制区域」という。)内において建築物等を建築し、又は広告物等を設置しようとするときは、市長の許可を得なければならない。

- (1) 公園の敷地境界から300メートル以内の区域
- (2) 前号に規定する区域のほか、第1条の目的を達成するため、市長が必要と認める区域

(届出等)

第4条 規制区域内において建築物等を建築しようとする者は、次の行為を行う前に市長に届出書を提出しなければならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による開発行為の許可申請
- (2) 建築基準法第6条第1項による確認の申請

2 市長は、前項の規定による届出書の提出があったときは、規則で定める農村景観の形成に係る基準に基づき審査を行い、許可の可否を当該届出者に通知しなければならない。

3 市長は、前項の規定による通知をしようとする場合においては、あらかじめ南丹市総合振興計画審議会に諮問し、その意見を聴かなければならない。
(適用の除外)

第5条 次の各号に規定する建築物等の建築、又は広告物等の設置については適用を除外することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が行う事業
- (2) その他市長が特に必要と認める事業
(計画の公開)

第6条 規制区域内において建築物等を建築し、又は広告物等を設置しようとする者は、第4条第1項の規定による届出後速やかに当該計画の概要を記載した標識を、当該建築物の敷地内で公衆の見やすい場所に設置しなければならない。
(要請)

第7条 市長は、第3条に規定する規制区域から更に200メートルの範囲内において建築物等を建築し、又は広告物等を設置する者に対し、農村景観の形成のために必要な要請を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による要請をしようとするときは、南丹市総合振興計画審議会に諮問し、その意見を聞くことができる。

- (違反者に対する措置)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、工事の施工の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、違反行為を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) 第3条の規定に違反する者
- (2) 第4条第1項の規定による届出をしない者
(聴聞)

第9条 市長は、前条の規定による命令をしようとするときは、意見陳述のための聴聞を行わなければならない。

- (立入調査)

第10条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に建築中若しくは建築後の建築物又はその敷地に立ち入らせ、必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを関係者に掲示しなければならない。

(公表)

第11条 第8条の規定による市長の命令に違反した者及び次の各号のいずれかに該当する者は、その氏名を公表する。

- (1) 第4条第1項の規定による届出において、虚偽の届出をした者
- (2) 前条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者並びにその法人又は人に対しても前項の規定を適用する。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

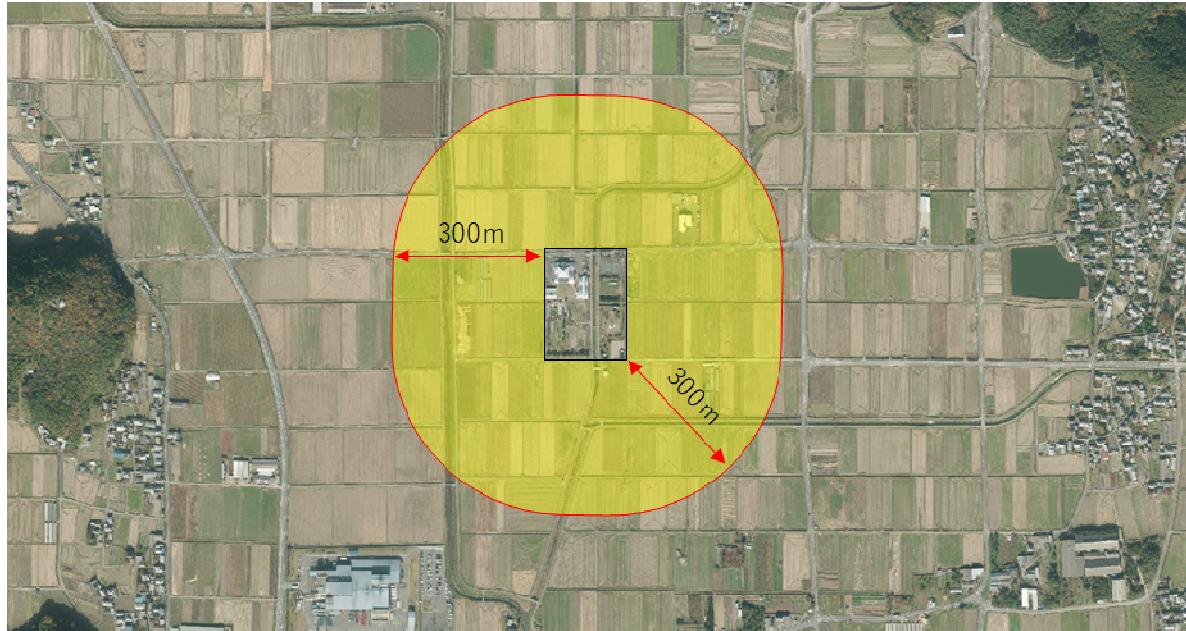
2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の八木町農村景観形成に係る建築等規制条例(平成13年八木町条例第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

◆南丹市農村景観形成に係る建築等規制条例

南丹市八木農村環境公園（氷室の郷）周辺のすぐれた農村景観の形成の為必要な事項を定めて、建築等の規制を行い、快適で魅力あるまちづくりを進める目的とする。

(届出)

南丹市八木農村環境公園より300m以内の区域で建築行為・広告物等の設置を行う場合は届出が必要。



●作物等の規格

項目	基準
高さ	4m以内
規模	長さ30m以内で、設置面積が100m ² 以内
色	モニュメントを除き灰、紺、緑、茶色いずれかの系統色

●広告物等の規格

項目	基準
高さ	4m以内
規模	表示面積が5m ² 以内 表示物の体積が25m ³ 以内
色	可能な限り原色を避ける

●建築物等の規格

項目	基準
高さ	4m以内
階層	平屋建て
規模	一棟の建築面積は200m ² 以内
屋根	切妻、寄棟、入母屋のいずれかの勾配屋根
屋根の色	灰、紺、緑、茶色いずれかの系統色で単色
壁色	灰、緑、茶色いずれかの系統色で過半が単色
緑地	敷地緑地率20%以上
植栽	樹種は可能な限り中・高木

		件数	内訳											
			住宅	倉庫	太陽光発電設備	工場	送電用鉄塔	車庫	電柱・支線・支柱・支線柱	携帯電話基地局設備	小屋	集会所	店舗	土石
令和6年度(令和6年12月31日時点) 景観計画区域内行為届出状況														
山里自然エリア	建築物 新築	5	3	1				1						
	建築物 増築													
	建築物 改築	3	3											
	建築物 移転	1									1			
	建築物 外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	16	11	1		1		1				1	1	
	建築物 増築・外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更													
	工作物 新築	3			2				1					
	工作物 新築・移転	1							1					
	工作物 増築	1								1				
	工作物 改築	2								2				
	工作物 移転	1							1					
	工作物 外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	8					8							
	屋外における物件の堆積	1												1
合計		42	17	2	2	1	8	2	5	1	1	1	1	1

伝統的景観重点エリア 届出状況 7 件

内容…会社寮外壁等工事、駐車場カーブミラー設置工事、通路舗装、離れ壁張り替え工事、離れ店舗改修工事、主屋外部工事、自動販売機の設置

南丹市景観条例

■基本理念

「市民も来訪者も みんな“ほっ”とできる癒しのまち 南丹市」

住む人が「ここに住んで良かった」「いつまでも住み続けたい」と愛着と誇りを持ち、訪れた人々が「また訪れたい」「ここに住んでみたい」と感じる魅力ある景観の形成をめざします。

■基本目標

- ・人々が安心していきいきと暮らし、景観に癒されるまちづくり
- ・自然と歴史・文化が織りなす景観に自信と誇りをもてるまちづくり
- ・農林水産業などの地域産業と景観資源をともに生かしたまちづくり



**市民の皆さんと一緒に、優れた景観を守り育てていくため、
ご理解とご協力をお願いします。**

■景観まちづくりを進めるために

私たちの住む南丹市は、美しい四季や緑豊かな里山、歴史ある集落など優れた景観に恵まれています。良好な景観の保全と形成には、市民・事業者・行政が同じ目標と統一した方針のもと、日々これを実践していくことが必要です。

■南丹市景観計画区域

景観計画の対象区域は、「**南丹市美山町地域**」です。

貴重な財産である良好な景観は、市民・事業者・行政が協働することにより次世代に引き継いでいかなければなりません。これまでから住民と行政が一体となって、景観に配慮したまちづくりを進めてきた美山町地域を、市の景観行政の先導的モデルと位置づけ、『景観計画区域』としています。

<美山町地域で建築等を行う場合は、事前の届出が必要です>

※届出が必要な行為や、守ってもらう基準の概要を裏面に掲載しています。

※南丹市伝統的建造物群保存地区条例における許可を受けた行為の届出は不要です。

届出が必要な行為

■ 工作物

新築・増築・改築・移転・色の塗替えなど、高さが8mを超えるものまたは、建築面積が10m²を超えるもの

■ 土地の形質変更

面積が1,000m²を超えるもの、または、生じる法面・擁壁の高さが3mかつ長さが30mを超えるもの

■ 屋外における土石、廃棄物、その他物件の堆積

高さが3mを超えるものまたは、堆積する面積が300m²を超えるもの

■ 建築物

新築・増築・改築・移転等すべての行為

■ 屋根や壁の塗替え等

外観を変更する修繕・模様替え・色彩の変更について、変更する部分の面積が正面から見て10m²を超えるもの

屋根や外壁を元の色に塗りなおす場合も届出が必要です

南丹市景観形成基準（守ってもらう基準：建築物について）

高さ

15m以下

形態・意匠

周辺の景観と調和した形態意匠とする

門・塀・柵

自然景観や町並み景観に配慮する

緑化・植栽

敷地内の緑化に努める

※マンセル表式系とは

色彩を、色の三属性（色相・彩度・明度）によって表す数値

屋根・外壁の色彩について

- 建築物の屋根・外壁の色彩は、下記に示したマンセル表式系で示した彩度・明度の範囲とする。ただし、外壁を正面から見て10%未満のアクセントカラーとして使用する部分はこの限りでない。
- 太陽光パネルを設置する場合は屋根や外壁の色彩と調和したものとする。

	使用する色相	彩度	明度
屋根	赤(R)・黄赤(YR)・黄(Y)	2 以下	1~6
	黄緑(GY)・緑(G)・青緑(BG)・青(B)・青紫(PB)・紫(P)・赤紫(RP)		
	無彩色(N)	-	
外壁	赤(R)・黄赤(YR)・黄(Y)	6 以下	1~9
	黄緑(GY)・緑(G)・青緑(BG)・青(B)・青紫(PB)・紫(P)・赤紫(RP)	2 以下	
	無彩色(N)	-	

景観条例についてのお問合せ先

南丹市役所土木建築部 都市計画課 電話：0771-68-0052

※南丹市HPに景観計画のパンフレット・届出様式を掲載しています。

（ホーム > まちづくり > 道路・河川・都市計画・景観 > 景観まちづくり）



市HP
QRコード

◆条例の改正について

目的

①法律的な齟齬を解消する。（届出書→許可ではなく、申請書→許可とする）

②市長が必要と認めた場合において南丹市景観審議会に諮問し、意見を聞くこととする。聞くことができる※審議会中訂正

	現 行	変 更 後
①	<p>第4条 2 市長は、前項の規定による届出書の提出があったときは、規則で定める農村景観の形成に係る基準に基づき審査を行い、許可の可否を当該届出者に通知しなければならない。</p>	<p>第4条 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、規則で定める農村景観の形成に係る基準に基づき審査を行い、許可の可否を当該届出者に通知しなければならない。</p>
②	<p>第4条 3 市長は、前項の規定による通知をしようとする場合においては、あらかじめ南丹市総合振興計画審議会に諮問し、その意見を聴かなければならぬ。</p> <p>第7条 2 市長は、前項の規定による要請をしようとするときは、南丹市総合振興計画審議会に諮問し、その意見を聴くことができる。</p>	<p>第4条 3 市長は、前項の規定による通知をしようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ南丹市景観審議会に諮問し、その意見を聞くことができる。</p> <p>第7条 2 市長は、前項の規定による要請をしようとするときは、南丹市景観審議会に諮問し、その意見を聴くことができる。</p>

今後のスケジュール

・6月議会での条例改正を予定